

特別定額給付金のお知らせ

- 気仙沼市では、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環として、感染症拡大に伴い影響を受けた家計への支援を行うため、「特別定額給付金」を支給します。
- 給付申請は、郵便またはマイナンバーカードを使用したオンラインによる申請の2通りあり、オンラインの場合、5月1日から申請可能です。
- 本市では、5月1日付けで震災復興・企画課内に特別定額給付金対策室を設置し、1日も早く市民の皆様特別定額給付金を支給してまいります。

【事業内容】

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている全ての方（外国人登録を含む）が対象となり、1人につき10万円を給付します。

【申請者】

世帯主の方（委任状による代理人申請も可）

【申請方法】

① 郵便での申請

- ・申請には市から送付する専用の申請書が必要です。5月20日頃から順次、世帯主宛てに発送する予定です。
- ・申請書に振込先の口座番号を記入し、本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなど）、振込先が分かるもの（通帳やキャッシュカードなど）の写しを添えて郵送してください。

② オンライン（マイナポータル）での申請

マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方は、令和2年5月1日からオンライン（マイナポータル）による申請が可能です。

【申請期限】

令和2年8月19日頃（予定）

【給付方法】

世帯主の本人名義口座へ振り込みます。申請から給付までは、概ね2、3週間を要します。

【特別定額給付金対策室】

- ・人員体制：室長以下、10名の職員を配置
- ・設置期間：令和2年5月1日から9月30日
- ・問い合わせ：0226-22-6600（内線491、492）

【配偶者からの暴力を理由とした避難事例の取扱い】

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により基準日（令和2年4月27日）までに気仙沼市へ住民票を移していない方は、一定の要件を満たしている場合、申出書を提出することで世帯主でなくても給付金（同伴者分を含む）を受け取ることができます。

<申出期間>

令和2年4月24日から令和2年4月30日まで

<お問い合わせ先>

気仙沼市 DV 総合相談窓口

連絡先：0226-24-5988（土曜日、日曜日、祝日を除く）

対応時間：午前9時から午後5時まで

【給付金を装った詐欺にご注意ください！】

市や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。また、「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることもありません。